

岩手県告示第607号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成24年9月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 二戸郡一戸町姉帯字下村22番3の一部、23番1の一部、23番3の一部、24番1の一部、25番1、25番2の一部、25番3の一部、25番5、30番2の一部及び30番3並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 二戸郡一戸町姉帯字下村24番地1 社会福祉法人慈孝会